

奈良での対面方式
1回のみから
4回に変更

令和8年度 管理建築士講習

申込み・受付のご案内

～事務局では、困り果て相談に来る事案をたくさんみています。心当たりありませんか？～

いざというときに、困らないために、常に安心感を！

管理建築士が配置できず建築士事務所が廃業に追い込まれるケース。

EX.一級建築士事務所です所属建築士が複数在職する中で、管理建築士（一級建築士）が1人で、突然、当該建築士が退職し、管理建築士（一級建築士）を新たに配置できない場合。

⇒ 一級建築士事務所としての業務はできなくなり、退職と同時に廃業となってしまいます。

このように、当該管理建築士の突然の退職等によっても、建築主への迷惑や業務に支障が生じることのないように、建築士事務所として、この機会に、受講資格のある所属建築士の方が、「管理建築士」資格を、取っておくことを、是非、お勧めするものです。

裏面もご覧ください。若手・中堅建築士の方は、キャリアの選択肢を広げませんか。

- 講習日及び講習地 講義方式は、**対面方式**：「講義(DVD)+修了考査」を会場で実施

会場コード	講習日	講習会場	定員	申込期限
5E-01	令和8年6月3日(水)	奈良県建築士会館(奈良市)	11名	定員次第
5E-02	令和8年9月9日(水)	ポリテクセンター奈良 (橿原市)	6名	※定員に達しない場合でも、 受講申込締切は、 講習日の20日前
5E-03	令和8年11月11日(水)		6名	
5E-04	令和9年2月3日(水)	奈良県建築士会館(奈良市)	6名	

- 講習時間

受付9:00～9:15 講習9:15～17:15 予定(終了考査1時間及び休憩含)

- 受講手数料

16,500円(消費税・テキスト代込)

- 受講申込書の配布

窓口配布はありません。

- 受講申込方法

原則、インターネットによる申込みのみ。

(公財)建築技術教育普及センターのHP <https://www.jaic.or.jp/koshu/kk/>から。

ただし、インターネット申込みができない理由がある方で、紙申込書の送付を希望される方は、(公財)建築技術教育普及センター(TEL 050-3645-2717)へお問い合わせください。

申込みには、webカメラを使用しての撮影又はファイル(jpg等)のアップロードと申込締切日を起算日として、建築士免許証又は建築士免許証明書(以下「建築士免許証」という。)の登録日が3年以上前の当該建築士免許証等の写しが必要となります。

※受講申込書のご記入方法、講習の詳細は「令和8年度管理建築士講習対面方式用受講要領」をご参照ください。

※受講申込書等における記載内容の不備なもの及び必要書類に不備があるもの受付できません。

業務経歴証明書記入例に基づいて正確に記入してください。

□「講義+修了考査」をオンライン上で実施する、「**オンライン方式**」での受講があります。

「オンライン方式」の詳細は、<https://www.jaic.or.jp/koshu/kk/on-summary.html>

(公財)建築技術教育普及センターのHP)

でご確認ください。申込方法は、**インターネット申込みのみ**ですので、当該HPからお願いします。

○講習会場の案内等は、一般社団法人奈良県建築士事務所協会(TEL 0742-34-8850)に、当該管理建築士講習に関しては、(公財)建築技術教育普及センター(TEL 050-3645-2717)にお問い合わせください。

一人だけで大丈夫？

建築士事務所の登録を守るために、「受講済みの建築士」をもう一人確保しておく。それが、事務所を長く続けるための、「静かな**安心**」であり、「建築主へ迷惑をかけない**安心**」にも繋がります。
「双方の**安心**」こそが、信頼の証となるプロとしての信頼を築く礎となります。

あなたの事務所に合わせた、受講の理由があります

若手・中堅建築士の方へ

キャリアの選択肢を広げる

管理建築士になることは、事務所の品質管理・法令遵守を担うリーダーになることを意味します。独立や事務所開設を見据えるなら、今のうちに受講しておくことが将来の大きな一歩になります。

事務所の開設者・経営者の方へ

事務所登録を、確実に守る

管理建築士＝開設者であるケースが多く、万一の際に後任がいなければ事務所登録の継続が困難になります。在籍している建築士に今のうちに受講させることが、もっとも確実な備えです。

複数の建築士が在籍する事務所の方へ

組織の管理体制を盤石に

規模の大きな事務所ほど、管理建築士の選任が属人化しがちです。受講済みである複数の人を在籍させることが、異動・退職・急な不在への組織的な備えになります。

だから「もう一人」を育てておく

受講済みの建築士がいれば、変更届だけで事務所登録を継続できる

管理建築士講習を受講済みの建築士を社内にもう一人確保しておくことで、万一の際も事務所の継続性を守ることができます。いまのうちに備えておくことが、もっとも確実な安心策です。

管理建築士を置かなければ、事務所は存続できません。

建築士法が定める管理建築士の役割と、その不在がもたらすリスクをご確認ください。

建築士法が定めること

建築士事務所には、**専任の管理建築士を必ず置かなければならない**とされています（法第24条）。
管理建築士が不在となった場合、後任がいなければ**廃業届の提出が必要**となり（法第23条の7）、新規登録が完了するまでの間は事務所として業務ができなくなります。また管理建築士の変更は、**2週間以内に変更届を提出しなければなりません**（法第23条の5）。

管理建築士が突然不在になったら

病気・事故・急な退職……その翌日から登録要件を満たせない

管理建築士の不在は欠格事由となります。進行中の業務もできなくなり、経営が困難になります。

変更届は2週間以内、廃業届は30日以内の提出義務

後任の手配・新規登録の手続きには相当な時間がかかります。空白期間が生じれば業務停止状態となります。

1日で受講が完結する対面方式を実施

会場講習

今年度は、奈良の地で4回開催。

講習担当団体

一般社団法人奈良県建築士事務所協会

TEL 0742(34)8850

講習内容・時間割（案内時点）

受講料

16,500 円（税込）

9:25 ~ 10:55	建築士法その他関係法令に関する科目
11:10 ~ 12:10	品質確保に関する科目（1）建築士事務所の経営管理
13:10 ~ 14:40	品質確保に関する科目（2）受託業務の管理
14:50 ~ 15:50	品質確保に関する科目（3）業務に関する苦情と紛争の予防
16:15 ~ 17:15	修了考査（30問、正誤方式 テキスト参照可）

お問い合わせ・申込み

登録講習団体

（公財）建築技術教育普及センター

TEL 050(3645)2717

ウェブサイト

www.jaeic.or.jp/koshu/kk/